

東・北はりま消費者注意報 第20号

点検商法にご注意！

屋根が傷んでいるって本当？

事例

「隣家で屋根工事をしている。ご自宅の屋根が傷んでいるので無料で点検する」と訪問があった。傷んだ屋根の写真を見せられたので20万円で契約したが、写真は別の家の屋根とわかった。解約したい。(70代 女性)



アドバイス

- ◎ **突然訪問してきた事業者に安易に点検させない**
言葉巧みに消費者の不安をあおり、新たな契約をとりつけようとしてします。自宅には入れないこと。
- ◎ **修理・工事をすすめられてもすぐに契約しない**
一度契約すると次々に新たな契約をさせられることがあります。不要ならきっぱり断りましょう。必要な場合は、必ず複数の事業者から見積もりを取りましょう。
- ◎ **火災保険で無料修理できるとの勧誘には注意**
保険適用できるかは保険会社に確認して判断しましょう。
- ◎ **訪問販売で契約した場合はクーリング・オフできます**
工事が始まっていても契約書面を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフ（無条件で契約解除）ができます。



あきらめず消費生活センターにすぐ相談（局番なし188）

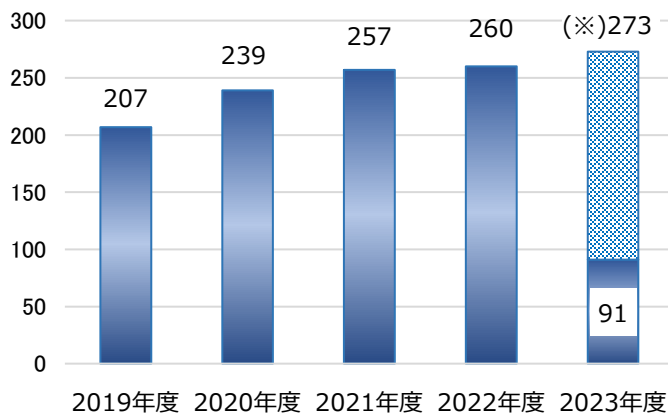


あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談センター	0794-63-1000		

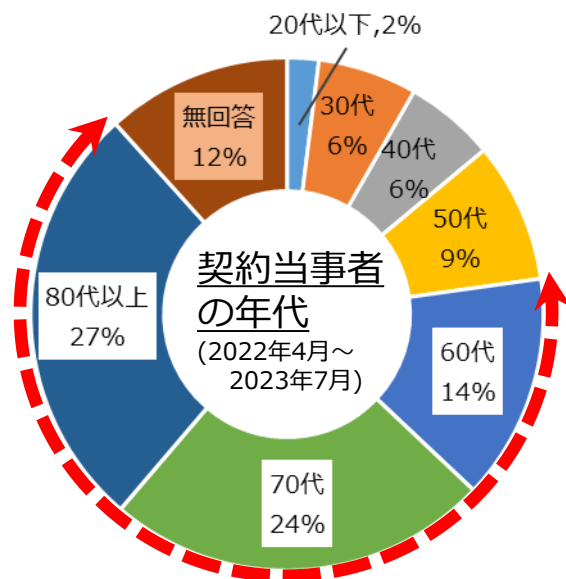
消費者ホットライン番号188(いやや泣き寝入りと覚えてね)
お近くの相談窓口につながります

【「点検商法」の相談データ（兵庫県内）】

年度別苦情件数



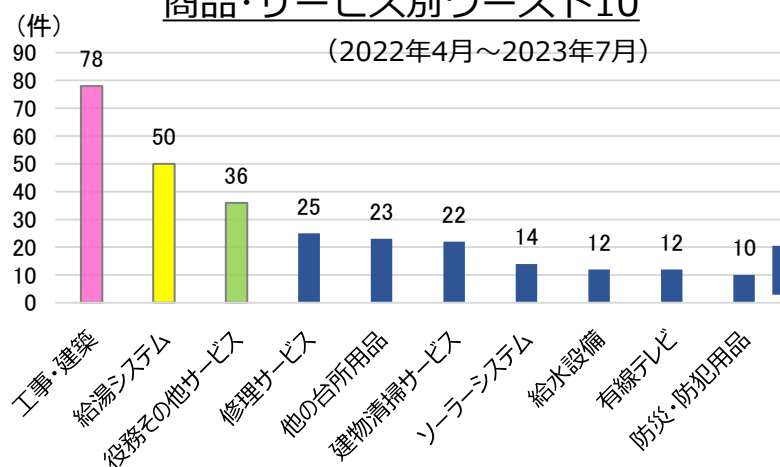
※4月～7月受付分を1年間に換算



被害者の65%が60代以上

商品・サービス別ワースト10

(2022年4月～2023年7月)



ワースト3	点検の具体例
工事・建築	屋根、床下、トイレ、排水柵、塗装、外壁 等
給湯システム	電気温水器、ガス湯沸器、ガス温水ボイラー 等
役務その他サービス	水道水、水道管、エアコン 等

【主な事例】

工事・建築（例：排水管、排水柵工事）

古くなった排水柵が気になっていたところ、無料で点検をすると訪問があったので依頼した。排水柵が壊れ台所の汚水が地面にしみこんでおり不衛生と言われ、さらに土壌改良も必要ということで工事費用が約100万円を請求され支払ってしまった。後で親戚から工事自体があやしいと言われた。（90代 男性）



給湯システム（例：電気温水器の点検）

電気温水器のメンテナンス業者から点検の電話勧誘があった。以前に電気温水器を購入した販売店からの「紹介」を受け、当市の市民限定で4千円で点検をしていると言われたので信用してしまった。結局、10年間のメンテナンス契約をすすめられたが、後で電気温水器の販売店に確認すると「紹介」はしておらず、嘘であることがわかった。（60代 男性）

役務その他サービス（例：給水管・水道管の点検）

水道業者から水道管の点検訪問があったので、市の水道局関係と思い自宅に入ってもらった。水道管に機械をつなげ調べると、水道管がかなり汚れていることだった。体に良くないということで水道管の清掃工事を2万円で契約してしまったが、水道業者は市と関係ないことがわかったので、解約したい。（80代 女性）